



大地申第3号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ

10月12日(木) 第1回交渉

開催出来ず!

大宮地本は、大地申第3号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の第1回団体交渉を開催予定でしたが、大地申第1号「JR東労組大宮地本第18回定期大会」の発言に基づく申し入れの交渉において、第一項の確認事項に反する行為が明らかになりました。そのため、議論を行ってききましたが解決に至っていません。また、今交渉に必要なデータの開示を求めています。よって今交渉の開催に至ることが出来ませんでした。

健全な労使関係と現場第一主義を基に安全・安定輸送を確保できる職場を構築するためにも、信義誠実な交渉を行わなければなりません。職場で苦勞している組合員のためにも不誠実な会社の対応を許さず、全職場から総力戦でたたかい抜きましょう！

次回交渉は、10月17日(火)、10時00分からの予定ですが、開示されなければ開催する事が出来ません。大宮地本とすれば、真摯に向き合いデータ開示を求めていきます。

**安全で働きがいのある職場環境の構築をめざし、
精力的に団体交渉開催を求めていきます！**